

瑞穂監 第 6 号  
平成24年 4月25日

瑞穂市長  
堀 孝 正 様

瑞穂市議会  
議 長 星 川 睦 枝 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 小 寺 徹

随時監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 随時監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

平成24年2月分の例月出納検査の際に疑義が生じた、瑞穂市環状道路整備事業の道路改良用地購入費で取得した「南保育・教育センター駐車場代替地」に関する事務の執行について監査を行った。

#### 2 監査の実施期間

平成24年3月27日から平成24年4月17日まで

#### 3 監査の方法

監査の対象となった「南保育・教育センター駐車場代替地」取得に関する事務の執行について、現場付近の状況の確認を行った上で、瑞穂市環状道路整備事業を担当する都市開発課、南保育・教育センター施設を担当する教育総務課、財政を担当する企画財政課の3課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに、通常実施すべき監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 事実関係

##### ① 南保育・教育センター駐車場代替地について

取得した土地の表示は

所 在：瑞穂市古橋字神田

地 番：1076番4

地 目：宅地

地 積：575.61㎡

となっており、平成24年2月10日契約で、売買代金18,189,276円を2月24日に支払っている。なお、この契約は、売主との交渉により、収用による買収ではなく一般買収となっている。

##### ② 瑞穂市環状道路整備事業について

当事業は、平成22年4月5日の瑞穂市道路整備計画の答申を踏まえて取りまとめられた「瑞穂市道路整備計画」で、近隣自治体とのアクセス道路でもあり、市の環状道路で、ネットワークの骨格となる道路として位置づけられている4路線の整備を指すものであるが、今回のものはその中で整備の優先性が最も高い路線である「市道西部環状線」の整備に該当する。この路線の総延長は5.67kmで、整備状況は改良済み1.79km、概成済み1.65km、未整備2.23kmとなっており、未整備区間のルート選定・整備が重点整備事項とされている。今回監査の対象となったのは、2車線あり、概ね道路の機能が確保されてい

るとされる概成済み部分で、平成22年度から着手している道路（歩道）拡幅整備に係るものである。

③ 取得の経緯について

都市開発課は、平成23年11月より道路用地の交渉を開始し、当初売主は残地部分となる今回の当代替地を金銭でなく土地（代替地）で希望されていたため、近隣の普通財産（未利用地）を提示して検討いただいていた。道路改良工事発注のため12月末までに用地を取得しなかったが、結論が出なかったため、道路用地部分（古橋字神田1076番5 140.39㎡）を平成23年12月27日に契約して先に取得した。その後、交渉の過程の中で、買収してもらえないかという申出があり、検討した結果、道路拡幅により減少する南保育・教育センター駐車場用地として機能補償することが適切と判断した。

一方、教育総務課は、平成23年9月に道路拡幅に伴う現場立会いで事業の概要と道路拡幅について説明を受け、11月に都市開発課より駐車場用地として活用できないか打診を受け、教育委員会事務局で協議をして承諾した。

しかし、これらの経緯の分かる書面は存在せず、平成24年1月31日に契約締結の合議を交わした文書で取得に至ったことが確認できただけだった。

④ 南保育・教育センターの駐車場について

教育総務課によれば、南保育・教育センターの駐車場は以下の通りである。

No.	所在地	地積（㎡）	駐車可能台数	道路拡幅による減少台数
1	古橋 1121-1	725.00	39	17
2	古橋 1128-1、1128-5	252.00	12	5
3	古橋 1169-1、1169-2	917.00	41	10
4	古橋 1170-1	117.00	6	0
5	古橋 1179-1	212.00	12	12
	合計	2,223.00	110	44

ちなみに、南保育・教育センターの条例定員は240名で、教職員は27名配属されており、全員自家用車で通勤している。

今回、南保育・教育センターの用地で道路拡幅部分にあたるのは、602.56㎡で、当代替地は575.61㎡となる。ただし、当代替地には28台分の駐車スペースしか確保できないため、現状からすると16台分

が不足する。そのため、教育総務課は上記No.3の駐車場に隣接する下記の普通財産(未利用地)を駐車場用地として活用することを決めた。これにより、現在より面積は640.05㎡増え、駐車台数は11台多くなる。

所在地	地積(㎡)	駐車可能台数
古橋 1183	251.00	27
古橋 1184	416.00	

⑤ 予算科目について

企画財政課によれば、道路用地購入であるので予算科目は適当であった。

2 判断

① 土地の取得について

教育総務課は、平成23年9月時点で道路拡幅により駐車場用地が減少することは分かっていたはずであるが、その時点で代替地を要望していない。さらに、駐車場用地について協議をした形跡も見当たらない。

当初、代替地で処理するはずだったものが売買に変更になってしまったため、活用方法を安易に見出したと解釈せざるをえない。よって、当代替地の取得が適正であったとは判断し難い。

さらに、都市開発課は道路用地となる部分602.56㎡に対し、ほぼ同じ地積と考えられる当代替地575.61㎡を補償したわけであるが、駐車台数の観点からいくと代替地といえるのか疑問が残る。

また、駐車台数は多少減るが、現在の駐車場に隣接する普通財産の活用を最初に考えていれば、当代替地を取得する必要もなかったのではないかと考える。

② 予算について

瑞穂市環状道路整備事業の道路改良用地購入費予算は、平成23年度当初予算額50,500千円で補正予算は計上されていない。当初予算に当代替地の購入予算が積算されていたのか定かでない。ただ、当初は代替地で処理する予定だったことからすると、積算されていないとも判断できる。よって、予算執行についても適正であったとは判断し兼ねる。

平成23年9月には、別事業の道路改良用地購入で、牛牧団地西交差点退避場所として、瑞穂市牛牧字足洗1272番15の241.64㎡を19,403,692円で購入している。この際には、予算措置がされていなかったため、土地開発基金を使って先行取得し、9月議会で補正予算を

計上し、議決を得て買い戻す処理を行っているので、今回も同様の手続きをとる方法もあったのではないかと考える。

また、当代替地の購入により平成23年度に購入を予定していた道路用地が取得できなかったのではないかと疑問が残る。

### 3 意見

#### ① 今後の道路用地取得について

瑞穂市環状道路整備事業は、これからも道路拡幅用地さらには新設道路用地を取得していかなければならない。道路用地取得にあたっては、道路用地だけを取得するのが原則で、残地については所有者が活用・処分を行うものである。しかし、今回のように、道路用地だけ買収できないケースが今後もないとは言えないので、その際にはより慎重を期して事業を遂行していただきたい。

地方自治法第149条には市長の担当事務が規定されており、同条第6号に「財産を取得し、管理し、及び処分すること。」と明記されているので、しっかり責務を果たされたい。そのためには、判断材料となると思われる経過等の書面を備え付けておくべきと考える。早急に改善されたい。

#### ② 予算執行について

地方自治法第232条の4第2項の規定によれば、会計管理者は当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができないとされているが、予算に違反しているかどうかを確認することは容易でないと思われる。現在の体制では、予算執行は各担当課に任せられており、適正な執行かどうかをチェックができないので、決裁権者がしっかり責任を持って執行されるよう内部統制の徹底を図られるか、チェックする体制を構築されたい。

なお、これについても、地方自治法第149条第1項第2号では「予算を調製し、及びこれを執行すること。」、第5号では「会計を監督すること。」を市長の担当事務と規定しているので、しっかり責務を果たされたい。

#### ③ 駐車場について

今回の代替地関連で、南保育・教育センターの駐車場面積は640.05㎡、駐車台数は11台分増えることになる。他の保育所さらには公共施設の駐車場との比較検討をされ、駐車場の確保については、今後単に児童数・利用者数等に合わせた駐車場を設置するというのではなく、利用方法等も検討されたいと、各施設とも真に必要なものにしていただきたい。